

秋田県公報

目 次

規 則

○秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(四三・医師確保対策推進室)……………1

公営企業管理規程

○秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程(七・公営企業課)……………1

規 則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十三号

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

第一條

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則(平成十七年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「(高等学校を卒業見込みの者で大学の医学を履修する課程に入学する手続を終えたものの申請に基づき貸与する場合)あつては、十万円)」を削る。

第二條

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「十五万円」の下に「(大学に通学するため自ら居住するための住宅(賃間を含む。)を賃借しない者にあつては、十万円)」を加える。

第二十一條の表第五條第一項の項、第二十二條の表第五條第一項の項及び第二十三條の表第五條第一項の項中「十五万円」の下に「(大学に通学するため自ら居住するための住宅(賃間

を含む。)を賃借しない者にあつては、十万円)」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十二年二月一日から施行する。ただし、第一條の規定は、公布の日から施行する。

2 第一條の規定による改正後の秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則第五條第一項の規定は、第一條の規定による改正前の秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則第五條第一項に規定する入学する手続を終えた者で貸与の決定を受けたものに係る平成二十一年四月分以後の医学生修学資金について適用する。

公営企業管理規程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成二十一年七月十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「第十三條第四項」を「第十三條第三項」に改め、「者」の下に「及び期間」を加え、同条に次の一項を加える。

3 条例第十三條第五項の知事が定める基礎在職期間は、一般職員の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
松原繁雄